

※環境配慮型トラックの購入費助成

市では、市内産業の発展と地球温暖化対策を図るため、環境配慮型トラック（ハイブリッドトラック）の購入に対する助成を行っています。

助成対象 市民・市内企業および個人事業所の方

補助額 購入した環境配慮型トラックの購入費用と通常車両の購入費用との差額分のうち、国が定める差額の2分の1

補助上限額 10万円

※1対象者につき1回限りです。

※国が定める差額：国土交通省「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」による金額

※国や東京都の補助金を利用する場合は、当該補助対象経費を除いた額の2分の1となります。

※産業福祉センターの使用料免除

市内事業所およびその従業員が利用できる施設です。市内事業所が、自らの経営改善などを目的とした研修・会議などの場として使用する場合は、使用料を免除します。ぜひ、利用してください。



▲産業福祉センター

※専門家の派遣

エネルギー管理士の無料診断

工場などにおけるエネルギーの無駄を見付け、電力やCO2の削減につなげるため、エネルギー管理士を派遣してエネルギー診断を行い、改善に向けた相談を無料で受け付けます。

社会保険労務士の無料相談

労務関係の相談や就業規則などの整備について、相談を受け付けます。相談は1回あたり1時間30分までで、2回までは無料です。

※市内企業（製造業）の情報発信

市内中小企業のPRを目的に、企業の概要・コア技術・製品をA4用紙1枚にまとめ冊子にした「羽村市製造業製品・技術PRレポート」を作成しているほか、企業の概要・主要製品・保有技術などを市公式サイトに掲載し情報発信を行っています。

※市内企業（製造業）へのメール配信

市の施策、都・国の補助金情報など、中小企業に役立つ情報をメールで配信しています。登録を希望する方は、連絡してください。

※地学地就 合同企業説明会

人材確保支援として、新卒予定の学生に対して青梅線沿線地域企業の合同企業説明会を行っています。詳しくは、今後の広報はむらなどでお知らせします。

リサちゃんといくちゃんの
分別クイズ!
<ラップの分別はわかるかな?>



※ラップの分別は、紙の繊維や芯の材質によって異なります。分別にご注意ください。

表彰



交通安全功労者表彰
警視総監賞受賞

新井泰道さん（羽村市交通安全推進委員会副会長）

22年間にわたり、交通安全推進委員として、安全で快適な交通社会の実現と地域の安全に貢献されています。

◎問合せ 防災安全課交通・防犯係 216

暮らし



危険です！道路に出た枝などの障害物

歩道や車道に伸びた生け垣や樹木の枝は、交通標識やカーブミラーを隠すなど、通行の妨げになります。道路上に置かれた置き看板、商品や植木鉢なども、道路を狭くし通行の妨げになるだけでなく、場合によってはそれが原因で通行人や自転車などが転倒し、負傷することもあります。

道路に出た枝や置き看板などが原因で事故が起きた場合

は、所有者が事故の責任を問われることがあります。

また、市が戸別収集するごみも、道路上に出すと危険です。敷地内に出してください。

道路は市民の皆さんのものです。誰もが安全・快適に使用できるように、道路上に個人や事業者などの所有物が出ないように適切に管理しましょう。

◎問合せ 市道について：土木課道路管理係 294 / 都道について：西多摩建設事務所管理課監察係 042812217216

税金



税務相談を利用してください

所得税、相続税、贈与税など、税に関する相談を税理士が受け付けます。相談は無料です。

▼相談日時 毎月第1火曜日

午後1時30分～4時30分（3月のみ第4火曜日）／定員各日6人（予約制・先着順）

◎申込み 問合せ 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係 199へ

市民税・都民税納税通知書の送付

平成26年度の納税通知書を6月中旬に送付します。

市民税・都民税（住民税）は、毎年1月1日現在に居住する市町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。納期は通常年4回となりますが、年金特別徴収の対象の方は、年6回に分けて自動的に年金から引き落とされます。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

納付は、納税通知書の裏面に記載されている金融機関およびコンビニエンスストア、市役所1階会計課窓口を利用してください。

注意

1期あたり30万円を超える税額の納付書やコンビニエンスストア用のバーコードが記

載されていない納付書では、コンビニエンスストアで納付することができません。金融機関または市役所1階会計課窓口で納付してください。

今年度の主な税制変更

大規模な災害に備え、自治体が緊急に実施する防災・減災事業の財源を確保するため、住民税の均等割が一律4000円（市民税3000円、都民税1000円）から5000円（市民税3500円、都民税1500円）に引き上げられました。これは特例措置に基づくもので、平成26年度から35年度まで続きます。

また、年間1500万円を超える給与を受け取っている方の給与所得控除の金額が、一律245万円に改められました。

個人市民税・都民税還付加算金の支払い不足について

全国複数の自治体で個人市民税・都民税還付加算金の支払い不足が発生していることを受け、還付事務について確認したところ、本市において

も一部の方に還付加算金の支払い不足が発生していることが判明しました。

対象の方（所得税の期限後申告により市民税・都民税が減額となった方の一部）について、調査・再計算を行い、支払い不足が判明した方には、通知を送付するとともに還付事務を進めてまいります。

対象となった方には、ご迷惑をおかけしたことをお詫びし、今後はこのようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。

職員をかたる還付金詐欺にご注意を

この還付事務にあたり、市の職員が訪問して還付の手続きをすることや、金融機関のキャッシュコーナーで機械（ATM）を操作していただくことはありません。また、手数料をいただいたり、フリーダイヤルや携帯電話の番号あてに返信をお願いしたりすることはありません。

◎問合せ 納税課納税担当 179